『災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ』 についての意見募集と結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集対象
 - ・災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ
- (2) 募集期間
 - · 令和2年9月15日 (火) ~10月14日 (水)
- (3) 意見の提出方法
 - ・郵送、ファックス、電子メール
- 2. 結果の概要
- (1) 意見提出者
 - ・個人7名、法人(会議体を含む)3名 計10名
- (2) 頂いたご意見の主な内容と頂いたご意見に対する考え方
 - ・次ページ以降

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方	
0)全体		
1	1000年を見越したビジョンと謳うのであれば、特別区を含め、住民全ての支持を受けることが最重要である。ビジョンに高規格堤防事業を採用する立場は、根底から再考する必要がある。	「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」については、特別区区長や 国民、企業の皆様からご意見を聴き、とりまとめます。 また、高規格堤防については、高台まちづくりを推進するための取 組方策の一つとしています。	
2	本件は国・政府のイーガブにも載せ広く意見を募るべきものであり、 イーガブ掲載基準に当てはまらないのが理由であれば、掲載基準を 見直すべきである。	「災害に強い首都「東京」形成ビジョン 中間まとめ」(以下「中間まとめ」という。)は、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するための基本的な考え方や具体的な方策について中間まとめを行ったものであり、国土交通省と東京都が共同で意見募集を実施したものです。 一方、e-Govにおけるパブリックコメント制度は、国の行政機関が政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続きとされています。	
1	はじめに		
3	ハード対策には時間を要するため、長期的な時間軸の中で防災・減災対策の優先順位を考え投資していくと共に、ソフト対策と連携し、相乗効果を発揮できるよう検討すべきである。また、官民連携により各々の役割分担を明確化し、民間事業者の取組に対する公共貢献の評価や税制・補助金等のインセンティブを確保する事も重要である。	『災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議』(以下「連絡会議」という。)においては、大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、防災まちづくりを推進するための方策についてハード・ソフト両面から検討を進めています。また、中間まとめ16ページからの「5 災害に強い首都「東京」を形成するための具体的な取組方策」で、ハード・ソフト両面から具体的な取組方策を記述しており、民間事業者の積極的な取組を誘導できるよう都市開発諸制度活用方針等の見直しなど、民間事業者等への支援についても記述しています。	
4	「万が一、荒川や江戸川等が決壊した場合には、…」とあるが、具体的な内容が曖昧であり、それ以降の「世界全体に影響を及ぼすおそれ」などの記載を見直す必要がある。	水害リスク、地震リスクについては、中間まとめ4ページからの「2 首都「東京」の災害リスク」や第2回連絡会議の資料1等で示していますが、頂いたご意見を参考に「2 首都「東京」の災害リスク」を修文します。	

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
6	感染症対策に資する部分の容積不算入等の措置や感染症対策への補助金支援の拡充により、一時滞在施設・避難場所における安心・安全でゆとりある空間整備を促進していくべきである。	避難所における感染症対策については、都は、本年5月に避難対策全般にわたる留意事項を整理した対処方針を示し、区市町村に周知しています。また、6月にはゾーニングや動線、必要な物資の確保等に関する事例やイラストを盛り込んだガイドラインを作成しています。
7	ボックスカルバートは内水氾濫に脆弱であり、篠崎地区でボックスカルバートが採用されることになっていることを懸念する。	篠崎公園地区で江戸川区が整備予定のボックスカルバートについては、「トンネル内に雨水等が溜まらないよう、トンネルの中を高くして、トンネルの中から入り口出口のほうに勾配を付ける構造とする」と聞いています。
8	高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施した江戸川区小松川地区は、ボックスカルバートが設置され、公園部分を除いた高規格堤防部分での防災機能は限定的であり、先進地域という表現は削除が必要である。 高規格堤防整備と市街地再開発を一体的に実施する手法は極めて強権的な方策である。	江戸川区小松川地区については、市街地再開発事業と高規格堤防整備事業等を共同で実施することにより、荒川の堤防決壊による壊滅的な被害を防ぐとともに木造住宅密集地域・狭あい道路の解消等による良好な都市空間・住環境の形成や、災害時の緊急的な避難場所や活動拠点になるなど、防災まちづくりの先進地域です。 また、高規格堤防や市街地再開発については、関係法令等に基づき事業を実施しています。
9	「特別区の意見も聞き、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進する」について、特別区からの意見を見ると、東京の実情を踏まえた防災まちづくりのビジョンが熟成されているとは見受けられず、高規格堤防を強力に推進するという方策は浮かび上がって来ない。	中間まとめについては、特別区区長からご意見を聴き、作成しており、高規格堤防については、高台まちづくりを推進するための取組方策の一つとしています。
2	首都「東京」の災害リスク	
10	「世界経済の牽引役の一翼も担う都市となっている。」の後ろに「共生社会の永遠なる平和都市であり、世界の首都となっている。」を加筆して欲しい。	この部分の表現は災害対策を検討する中で、世界経済における東京の役割を端的に表現したもので、内容に無関係な表現は避けることが適当と考えています。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
11	「利根川においては上流の八ッ場ダムなどの洪水調節施設が機能を発揮」について、八ッ場ダムは供用してまもない時期であり、ほとんど湛水されていなかった。八ッ場ダムの洪水調節施設が機能を発揮したという表現は極めて不正確なものである。	令和元年東日本台風では、試験湛水を開始していた八ッ場ダムを含め、利根川流域で整備してきた多くの調節池やダムなどの施設が洪水を貯留しました。 利根川における治水の基準点である八斗島地点の上流では、既設の6つのダムと試験湛水中の八ッ場ダムとで、合計、約1億4,500万㎡の洪水を貯留しました。 これら7ダムの洪水貯留による水位低下量は、仮定をおいて試算したものではありますが、八斗島地点において約1mと想定され、一定の効果を発揮したものと考えています。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
12	「ゼロメートル地帯等を流れる荒川や江戸川、隅田川等において大規模氾濫が発生した場合」というのは、荒川や江戸川、隅田川等が流れる場所が全てゼロメートル地帯を読み取られうる。「荒川や江戸川、隅田川等がでロメートル地帯等を流下する箇所において大規模氾濫が発生した場合」と訂正すべき。 「短時間で広範囲に人口集中地域が浸水するとともに、氾濫流の影響により多数の家屋倒壊等の被害発生」について、決壊の位置・時間、氾濫流の位置・時間を表記しなければ、決壊や氾濫が直ちに広範囲の浸水や多数の家屋倒壊という結果を導き出すことは不適当である。 「東証一部上場の大手企業の本社、銀行及び証券・商品先物取引企業が多く存在する」について、「洪水浸水想定区域内」のどの場所であるかを表記しておらず、「東京の東部地域」や「ゼロメートル地帯」との関係が読み取れない。「東京の東部地域」や「ゼロメートル地帯」の浸水危険性を誇大に伝達している。 「荒川の堤防が右岸21km(東京都北区)で決壊」について、決壊箇所の妥当性が示されておらず、決壊時の水位、継続時間も示されないままの結果推定は信憑性が疑われる。一箇所のみの推定で全体を推し量ることは信頼性を損なう。 「想定規模以上の地震」と「堤防の沈下・崩落」の関係が不明確であり、「堤防の沈下・崩落」が起きた際の沈下・崩落」の関係が不明確であり、「堤防の沈下・崩落」が起きた際の沈下・崩落」の関係が不明確であり、「堤防の沈下・崩落」が起きた際の沈下・崩落」の関係が不明確であり、「堤防の沈下・崩落」が起きた際の沈下・崩落」の関係が不明確であり、「堤防の沈下・崩落」が起きた際の沈下をいまないで、と場であるのかを明確に表記すべき。	水害リスク等については、中間まとめ4ページからの「2 首都「東京」の災害リスク」のほか、第2回連絡会議の資料1や荒川水系荒川等の「家屋倒壊等氾濫想定区域」等でお示していますが、頂いたご意見を参考に「2 首都「東京」の災害リスク」を修文します。
13	「ゼロメートル地帯等の水害対策」は概念が不明確であり、ビジョンは殆ど意味をなさないことになる。	「ゼロメートル地帯等の水害対策」の内容については、連絡会議の 資料や中間まとめ14ページからの「4 災害に強い首都「東京」の形成 に向けた基本的な考え方」や16ページからの「5 災害に強い首都 「東京」を形成するための具体的な取組方策」等に示しています。

頂いたご意見(要約)

頂いたご意見に対する考え方

3 これまでの取組と課題

3.1 水害対策

「堤防の決壊を回避するために、通常の堤防と比較して堤防の幅を高さの30倍程度とする幅の広い高規格堤防の整備を進めている。」について、高規格堤防整備の問題点等を整理、克服しないまま、高規格堤防整備をビジョンの一翼に採用してはならない。「堤防の幅を高さの30倍程度とする」ことの根拠が明示されていなければならない。

「高規格堤防は、耐越水、耐浸透、耐侵食といった機能を有し、現時点において、越流による決壊を防ぐ効果を持つ唯一の整備手法」について、高規格堤防であれば全ての洪水に対して越水・浸透・浸食・崩壊に耐えうるという印象を与える。 高規格堤防整備の問題点等を整理、克服しないまま、ビジョンの一翼に採用してはならない。

高規格堤防は、耐越水、対浸透、耐浸食といった機能を有し、現時 14 点において、越流による決壊を防ぐ効果を持つ唯一の整備手法とあ るが、どのように実証されているのか示されたい。

「一部区間が整備された場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向上」という表記は不正確である。また、「基本的な断面形状が完成していない場合においても、整備箇所の堤防の安全性が格段に向上」するという考えは「格段」という曖昧な表現であり、その根拠が示されていない。高規格堤防整備の問題点等を整理、克服しないまま、ビジョンの一翼に採用してはならない。

河川整備方針の見直しにより基本高水が現状より大きい流量となった場合、計画堤防高が更新されるにもかかわらず、整備済み高規格堤防の高さは計画堤防高に満たない状態となる。高規格堤防整備の問題点等を整理、克服しないまま、ビジョンの一翼に採用してはならない。

高規格堤防は、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が 通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用 に対して耐えることができる規格構造を有するものです。その規格構 造については、河川管理施設等構造令等において、高規格堤防設 計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができ、予想される荷重によって洗堀破壊、滑り破壊または浸透破壊が生じないもの として、技術的基準が定められています。

また、整備区間の全て完成してはじめて効果を発揮するものではなく、基本的な断面形状が完成していない場合でも、洪水等に対する 堤防が有する耐浸透、耐侵食、耐越水のそれぞれの機能について 次のような効果が期待され、超過洪水時に決壊する可能性がある未 整備区間に比して残存する可能性が格段に大きくなります。

①耐浸透機能については、通常の堤防に比べて断面が拡幅され、 法面の勾配も緩和されることにより、浸透路長が長くなるとともに、法 面の安定性が増加し、パイピング破壊とすべり破壊への抵抗性が向 上するため、浸透による堤防の決壊に対する安全性が向上

②耐侵食機能については、通常の堤防に比べて川表側の法面が補強されるため、侵食による堤防の決壊に対する安全性が向上

③耐越水機能については、通常の堤防に比べて川裏側の勾配が緩やかになるため、侵食外力である越流水の流速は小さくなり、越水による堤防の決壊に対する安全性が向上

さらに、まちづくり等と一体で整備することにより、良好な都市空間・ 住環境の提供や、災害時には緊急的な避難場所や活動拠点にもな るなど、多面的な効果を発揮します。このため、まちづくりを担う地方 公共団体等と河川管理者が一体となって、まちづくりや避難に関する 計画等を踏まえつつ、高規格堤防の整備等により、高台まちづくりを 推進していきます。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
15	民主党政権時の事業仕分けにおいて、高規格堤防が事業廃止となったことは大きく報道され、国民の一部にその記憶が残っている。 それを乗り越えて復活した高規格堤防について、関係者や国民の理解をより深めるためにその必要性を記述して欲しい。	高規格堤防の効果等については、中間まとめ17ページ38行目からの「a)水害対策として高規格堤防等の必要性を連携し周知(住民等への更なる理解)」に記述しています。 また、高規格堤防整備事業の経緯については、「高規格堤防の効率的な整備に向けた検討会 提言(平成29年12月)」等に記述されています。
16	高規格堤防を「氾濫時には周辺住民等の緊急的な避難場所として機能する」と言うが、数万人規模の避難場所を考える際に、数十人規模の避難場所の確保をその効果として認定することは無理がある。また、大規模水害で孤立し、2週間援助が無いときに、高規格堤防の天端付近を活動拠点として機能させるという案は想像しがたい。高規格堤防整備の問題点等を整理、克服しないまま、ビジョンの一翼に採用してはならない。 川に沿った堤防が氾濫時の緊急避難場所になることは、現実にそぐわない非常識な判断である。氾濫時には川から離れることが鉄則である。	域が水没した場合には、周辺住民等の緊急的な避難場所や、被災者の救助、緊急物資の輸送・供給など災害時の様々な活動の拠点となる重要な高台の役割を果たします。
17	北小岩の高規格堤防では、施行区域の半分以上で、宅地としての地盤強度が確保されていないことが判明し、良好な住環境が提供されたとは言えない。	北小岩一丁目地区で実施した高規格堤防盛土については、盛土を施行した国土交通省が、地権者に引き渡すための目標とする地盤強度及びその調査方法、調査時期等についてあらかじめ十分確認をしていなかったことから地盤強度不足が発生したものと理解しています。このため、国土交通省において、区画ごとに宅地としての地盤強度が基準等に合致したものとなるよう対策工事を追加実施し、引渡しを行ったため、引渡し時期が予定よりも遅れてしまい、地権者の皆様にご迷惑をおかけしました。なお、現在は、宅地としての地盤強度が確保され、また従前よりも道路幅が広がるなど、良好な住環境が創出されています。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
18	高規格堤防が、越流による決壊に耐えてゼロメートル地帯等を守ることができるのは超過洪水のほんの一部に過ぎず、高規格堤防整備を現状のまま続けることには意味がない。年超過確率1/200の治水施設整備として耐越水堤防等を採用し実現することが河川管理者の急務である。	河川管理者においては、気候変動により激甚化・頻発化する水害に対し、堤防、洪水調節施設等の整備・強化を進めることとしています。 また、高規格堤防は、耐越水堤防として現時点において技術的に確立している整備手法です。
19	高規格堤防の整備率は、断面が完全に確保された数字を公表すべき。	頂いたご意見を参考に、中間まとめ9ページからの「3.1 水害対策」 を修文します。
20	(課題)に、「○さらに東京の西部から南部を流れる多摩川においても破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるが、多摩川の治水上の課題として、洪水調節施設が設置されていないことも挙げられる。」を記入願う。	連絡会議においては、主に荒川や江戸川等の堤防が決壊した場合の大規模氾濫を想定し、ゼロメートル地帯等の水害対策を検討していますが、中間まとめ16ページからの「5 災害に強い首都「東京」を形成するための具体的な取組方策」は多摩川流域においても適用可能なものです。
3.2	地震対策	
21	避難所を敷地内全面禁煙とし、様々な媒体を通じて国民に周知し、 「避難所にタバコを吸える場所はない」ということを共通認識とするべきである。	受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、国及び都では健康増進法や東京都受動喫煙防止条例を制定し、2人以上の方が利用する施設は原則屋内禁煙で、施設の区分によって喫煙場所の設置に関する規定を設けています。避難所については、避難所として活用される施設の区分の規定に従うことになります。災害時に避難所として活用される学校や社会福祉施設などについては、原則屋内禁煙です。喫煙する場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。学校等については、屋内は完全禁煙で喫煙室を設けることはできませんし、条例により、屋外にも喫煙場所を作らないよう努めることとしています。こうした法律や条例について、引き続き、都民や施設管理者等に対し、広く周知していきます。
4	災害に強い首都「東京」の形成に向けた基本的な考え方	
22	東京の将来人口の動向や、新型コロナウイルス感染予防の観点から東京以外に本社を移転する動きが始まっていることも念頭に検討するべきである。	近年、豪雨や地震のリスクが高まる中で、新型コロナウィルス感染症により日本国内でも経済活動に大きな影響を与えています。こうした状況下で大規模災害が発生すれば、感染症との複合災害が生じることにもなることも踏まえ、「中間まとめ」を作成しています。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
23	現在の東京市街地面積の中で人口減少により計画的な空地を確保し、人口密集地空間と自然回帰空間を創設する。完全に新しい「まちづくり」を行うようなビジョンが必要と思う。	都においては、昨年公表した「未来の東京戦略ビジョン」の中で将来の都市像を示したほか、地元区市においても、まちづくりに関する諸計画が策定されています。ビジョンの内容については、こうした内容との整合を図ることも必要と考えています。
4.1	水害対策	
24	「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」から東京の水害対策を検討していると思うが、提言が一部地域に偏り、東京都全体での提言をお願いする。 洪水調節施設等の整備は途上とあるが、どの程度途上なのか。総容量150万㎡の調整池の事業化とあるがどこにどの程度の規模になるのかが伝わらない。また、用地の確保等は区画整理第業等で進めるのか。	連絡会議においては、主に荒川や江戸川等の堤防が決壊した場合の大規模氾濫を想定し、ゼロメートル地帯等の水害対策を検討していますが、中間まとめ16ページからの「5 災害に強い首都「東京」を形成するための具体的な取組方策」はその他の河川流域においても適用可能なものです。また、洪水調節施設等の整備は、長期的な河川整備の最終目標(河川整備基本方針)に沿って定める中期的な具体的な整備の内容(河川整備計画)に基づき進めています。例えば荒川水系荒川については、岩淵地点におけるダム等の洪水調節施設がない場合の流量と河道への配分流量が、河川整備基本方針では14,800㎡/sと7,000㎡/s、河川整備計画では11,900㎡/sと6,200㎡/sとなっており、洪水調節施設等の整備は途上です。また、東京都が管理する中小河川では、28箇所、総容量約256万㎡の調節池が完成しています。これに加え、今後、「東京都豪雨対策基本方針」に定めた神田川などの対策強化流域において、約560万㎡の調節池を整備していく予定です。このうち、現在、環状七号線地下広域調節池で、石神井川区間)や城北中央公園調節池など7箇所で約110万㎡の調節池整備を推進しています。さらに、令和12年度までに総容量150万㎡の新たな調節池の事業化に向け検討を進めます。新たな調節池の候補地の選定にあたっては、公共用地を基本に適地を幅広く検討していきます。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
25	高規格堤防は、全部繋がれば江戸川区を囲み水害から守ってくれるかもしれないが、何百年も経たないと結果の出ない堤防整備である。それよりも昨今の気候変動で頻繁に起こる大型台風や豪雨への対策を急いで欲しい。時間もコストもかからない堤防整備をお願いする。 高規格堤防の対象5河川における完全整備率は、事業創設から33年経ちながら、120km中3.4km、わずか2.8%である。部分的整備であっても長期間を要すこと、また、下流域は住宅密集地が多いことから住民合意に時間を要し、昨今頻発する大規模水害への対策としては不適切な工法である。	ゼロメートル地帯の水害対策等については、中間まとめ14ページからの「4.1 水害対策」に記述していますが、堤防、洪水調節施設等の治水施設の整備を加速化するとともに、高規格堤防の整備や公園等の高台化、避難スペースを確保した建築物等による高台まちづくり(線的・面的につながった高台・建物群の創出)を推進することとしています。
26	「越水しても堤防が決壊せず」とのことだが、それはいつ、どう実証されたのか示されたい。 越水しても高規格堤防が決壊しないのは、越流水深が高規格堤防設計水位(15cm)未満の越水の場合であり、越水しても堤防が決壊しないという認識は成り立たない。また、確保てきる避難高台はせいぜい天端幅程度であり、収容能力は微々たるものでしかない。高規格堤防整備の問題点等を整理、克服しないまま、ビジョンの一翼に採用してはならない。	高規格堤防は、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が 通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用 に対して耐えることができる規格構造を有するものです。その規格構 造については、河川管理施設等構造令等において、高規格堤防設 計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができ、予想さ れる荷重によって洗堀破壊、滑り破壊または浸透破壊が生じないもの として、技術的基準が定められています。 また、高規格堤防は、整備済み区間以外の堤防の決壊等により周 辺地域が水没した場合には、周辺住民等の緊急的な避難場所や、 被災者の救助、緊急物資の輸送・供給など災害時の様々な活動の 拠点となる重要な高台の役割を果たします。
4.2	! 地震対策	
27	地震対策では「津波」についての対策が示されていない。高規格堤防・スーパー堤防と組み合わせて考えてはどうか。巨大津波にはならないかもしれないが、30年以内に70%の確率を考えると急を要する。	堤防等の地震対策については、中間まとめ16ページからの「3)堤 防等の治水施設の整備・強化や流域対策(貯留・浸透施設の設置) の推進」に記述していますが、頂いたご意見を参考に修文します。

	T	T
	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
5	災害に強い首都「東京」の形成するための具体的な取組方策	
5.1	水害対策	
5.1	.1 堤防、洪水調節施設等の整備・強化の推進	
28	具体的な取組方策に強風に対する検討が少ない。また、崖崩れに対する検討も必要と思う。	連絡会議においては、大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進するための方策について検討しています。
29	高規格堤防の対象5河川における完全整備率は、事業創設から33年経ちながら、120km中3.4km、わずか2.8%である。部分的整備であっても長期間を要すこと、また、下流域は住宅密集地が多いことから住民合意に時間を要し、昨今頻発する大規模水害への対策としては不適切な工法である。	ゼロメートル地帯の水害対策等については、中間まとめ14ページからの「4.1 水害対策」に記述していますが、堤防、洪水調節施設等の治水施設の整備を加速化するとともに、高規格堤防の整備や公園等の高台化、避難スペースを確保した建築物等による高台まちづくり(線的・面的につながった高台・建物群の創出)を推進することとしています。
30	現状の河川整備方針および河川整備計画を気候変動を踏まえた 方針や計画、特に基本高水を見直すことがまずなされなければならない。 高規格堤防整備は性能限界、設計変更不可、避難場所不適等から採用すべき対策ではないため、「(高規格堤防整備を除く)」を明記することが必要である。	高規格堤防は、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が 通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用 に対して耐えることができる規格構造を有するものです。その規格構 造については、河川管理施設等構造令等において、高規格堤防設 計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができ、予想される荷重によって洗堀破壊、滑り破壊または浸透破壊が生じないもの として、技術的基準が定められています。 なお、高規格堤防はまちづくり等と一体で整備することにより、良好な都市空間・住環境の提供や、災害時には緊急的な避難場所や活動拠点にもなるなど、多面的な効果を発揮します。このため、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、まちづくりや 避難に関する計画等を踏まえつつ、高規格堤防の整備等により、高 台まちづくりを推進していきます。
31	洪水調節施設の整備の推進に「○多摩川の負担軽減のため、東京外かく環状道路(関越〜東名)の東名JCT(仮称)から掘進中の本線トンネルを多摩川の支川である野川とその支川である入間川あるいは多摩川の調節池、および合流式下水道の貯留施設に転用する。」を追加する。	頂いたご意見のトンネルは東京外かく環状道路(関越〜東名)として整備しています。

_		1	
	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方	
5.	1.2 高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)		
32	「高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)」と言い表しているが、国交省や区は、「高規格堤防」を別名「スーパー堤防」と言っている。この連絡会議を契機に調整するべきである。	国土交通省においては超過洪水対策を目的として高規格堤防の整備を、東京都においては耐震対策と親水性の向上を目的としてスーパー堤防の整備を進めています。 頂いたご意見を踏まえ、住民や民間事業者等への説明等を行います。	
33	「高規格堤防はまちづくりと連携して整備されることが多い」とあるが、そのような制度の建てつけであり、表現を修正すべき。	頂いたご意見を参考に中間まとめ17ページからの「①河川整備計画に高規格堤防(国)、スーパー堤防(都)の施行の幅を明示(区域の明示)」を修文します。	
34	高規格堤防の施行幅の明示については、流域住民及び流域自治体と慎重な議論がなされるべき。	高規格堤防の幅の明示等にあたっては、沿川区と協議のうえ、住 民や民間事業者等への周知や説明を行います。	
35		生じないものとされています。 高規格堤防は、整備済み区間以外の堤防の決壊等により周辺地域が水没した場合には、周辺住民等の緊急的な避難場所や、被災者の救助、緊急物資の輸送・供給など災害時の様々な活動の拠点と	

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
36	盛土の安全性について、施行方法の確認も含め、地域住民及び各 自治体で議論する必要がある。	高規格堤防の盛土については、河川管理施設等構造令等の技術 基準類や「宅地利用に供する高規格堤防に関する検討会とりまとめ (H30.12)」に基づき、共同事業者と連携し実施することとしています。
37	都市計画区域マスタープランへの明示から高規格堤防整備を削除するべき。	高規格堤防は、防災・減災の観点のみならず、後背地のまちづくり の観点からも有効な整備手法であると認識しており、都市計画区域マスタープランからの削除は考えておりません。
38	都市計画マスタープランへの高台まちづくりの明示について、「○ 江東5区の東・西・南・北に渡る鉄道整備、新設等、移動手段計画を 検討する」を追加して欲しい。	東京圏における鉄道ネットワークの整備については、国の交通政策 審議会答申第198号において、具体的なプロジェクトが示されており、 その実現に向けて関係者間で取り組みを進めております。
39	高規格堤防等の高台まちづくりに際しては、地域住民及び各自治体の意見をよく聴きとり、十分議論すべきである。	高台まちづくりの推進にあたっては、沿川区と協議・連携し、住民や 民間事業者等への周知や説明を行います。
40	堤防は堤防として強化すべきであり、堤防の上を宅地にすることは避けるべき。また、水害が激甚化、頻発化する今日、短期間に広い範囲で有効な堤防強化策を講じる必要があり、高規格堤防に固執せず、浸水を防ぎ、決壊に至る時間を引き延ばす「アーマーレビー」などの耐越水堤防を採用すべきである。	高規格堤防は、現時点において、越流による決壊を防ぐ効果を持つ唯一の整備手法です。 なお、河川堤防を越流した場合にあっても決壊にしくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防に必要となる性能について、技術検討を行っているところです。
41	高規格堤防や高台の整備を区画整理事業と一体で進める場合があるが、区画整理の必要性が低い区域で高台化しようとすると、その区域における住民合意や事業化の機運が得られにくいばかりか、街づくりの手法として合理的でなくなる。その点について説明願うとともに、本文でも触れて欲しい。	高規格堤防については、まちづくりに関する計画等を踏まえ、まちづくり等と連携し、整備を進めています。頂いたご意見を参考に中間まとめ9ページからの「3.1 水害対策(これまでの取組)」、14ページからの「4.1 水害対策」、17ページからの「5.1.2 高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)」を修文します。
42	土地区画整理事業と高規格堤防事業を合わせて実施する場合の 盛土の取り扱いはあいまいであり、支援策だけでなく、制度面での検 討も必要である。	中間まとめ17ページからの「2)土地区画整理、公園、高規格堤防等の整備による高台づくり」に、土地区画整理事業と高規格堤防整備事業をより一体的に実施する連携方策等について検討することとしており、頂いたご意見を参考に検討を行います。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方
43	特別区からの意見について、高規格堤防に関するものは様々あるが、この差の要因は何なのか、説明願うとともに本文でも触れてほしい。	特別区区長からは、それぞれの区の状況等を踏まえてご意見を頂いたものと考えています。
44	高規格堤防(国)とスーパー堤防(都)とあるが、両者の違いを説明 願う。	高規格堤防(国)とスーパー堤防(都)のそれぞれの目的等については、中間まとめ9ページからの「3 これまでの取組と課題」に記述しています。
45	避難場所等として公園を高台化する場合、河川に近い公園は安全と言えず不適切である。	篠崎公園は避難場所等に指定されており、水害時にも対応できるよう高台化に取り組みます。
46	民間建築物の対策として、戸建住宅の高層化(木造3、4階建て等) や、共同住宅の屋上への避難施設の設置が考えられる。1階部分が 浸水しても困らないよう、建築基準法の容積や高さ規制、斜線制限の 緩和が必要。	高さや容積率に係る制限は市街地における採光、通風等の環境を 確保すること等を目的としているものです。これらを含めた規制等は、 浸水対策の必要性等も考慮しつつ、地域の実情等に即して総合的 な観点から検討されるものです。
47	3)避難スペースを確保した建築物の整備・確保について、「○国・ 都・区の公共施設すべてを中心に避難スペースを確保し、民間既存 高層住宅施設等の緊急的一時共同生活として活用協力体制を整え る。」を追記願う。	追記は行いませんが、都では、都立施設の活用など、区市町村の 避難先確保の取組を支援しております。
48	「都市開発諸制度を活用する建築物において、避難スペースの整備・確保を促進する仕組みを検討する。」とあるが、水害対策の取組評価においては、公共公益施設、割り増し係数等の防災貢献とその評価についての考え方を明示し、民間の積極的な取り組みを図っていくべきである。	頂いたご意見も参考に、水害対策等について民間事業者の積極的な取組な誘導できるよう、都市開発諸制度活用方針等の見直しを 行ってまいります。
49	①民間建築物での避難スペースの整備・確保の促進について、「江東5区にあっては、すべての新設高層施設建物に避難スペース確保を法令化し、既存建物にあっても避難スペースとなる場所を確保する」を追記願う。	都では、大規模な開発等の機会を捉え、水害時の避難スペースの整備を促進するため、都市開発諸制度活用方針等の見直しを行ってまいります。
50	③建築物における電気設備の浸水対策の促進について、「新設高層施設建物にあっては、屋上階への設備機能を整備する。既設建物も屋上階への移設を図るようにする」を追記願う。	頂いたご意見の内容については、「建築物における電気設備の浸水 対策ガイドライン」に記載されています。

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方			
51	3) 避難スペースを確保した建築物の整備・確保について、下記事項を追加願う。 ④建築物機能継続のためのエネルギー源多重化の推進 ○建築物への電気供給がストップしてしまうと、照明、通信設備、空調、エレベーター、給水設備等のライフラインが使用不可能になり、建築物の機能継続が確保されない。 ○建築物の機能継続のため、太陽光発電、ガスコージェネレーション等の自立・分散型電源による電力供給等、エネルギー源の多重化を計画段階から誘導していく。	都では、都市開発諸制度を活用する大規模な建築物について、災害時の自立性を確保するため自家発電設備の整備を義務付けています。また、コージェネレーションシステムや再生可能エネルギーの導入について検討を行うことを義務付けています。今後は、こうした取組に加え、建築物における電気設備の浸水対策も図りながら、災害時における建築物の自立性確保を促進していきます。			
52	「避難路、歩行者デッキの整備等に対し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等により支援する。」とあるが、河川沿い以外のゲリラ豪雨等による浸水リスクがある地域においても避難路整備や浸水対策に資する取組について交付金等の支援を行うべきである。	河川沿い以外の浸水リスクがある地域においても、交付金等により 支援が可能であり、引き続き水害対策への支援を行っていきます。			
53	高台まちづくりが完成するまでの間も災害に遭う可能性があり、低地に浸水した場合の対応策や岸地周辺の一時対策も必要と考える。	ゼロメートル地帯の水害対策等については、中間まとめ14ページからの「4.1 水害対策」に記述していますが、堤防、洪水調節施設等の治水施設の整備を加速化するとともに、高規格堤防の整備や公園等の高台化、避難スペースを確保した建築物等による高台まちづくり(線的・面的につながった高台・建物群の創出)を推進することとしています。			
5.1	5.1.3 広域避難等				
54	広域避難での避難誘導だけでなく水平移動や垂直移動にしても、 高齢者や身体障害者には時間がかかり困難であることが想定され る。	頂いたご意見を踏まえ、今後検討してまいります。			

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方			
5.2	5.2 地震対策				
5.2	5.2.1 無接道敷地の解消等による不燃化建替えの促進				
55	地震対策を促進する仕組みとして、建物の免震・制振構造への取り 組みを評価する必要がある。都心の国土強靭化に向けて、オフィスビル・住宅・商業施設等について免振・制振の取り組みへの税制措置 や補助金等を設けるべきである。	都では、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進するため、耐震改修工事等に係る助成制度を通じて、建物所有者の負担の軽減を図ってきております。この中で、免震工法等を含む特殊な工法による場合に、単価及び助成限度額の割増しを行っています。また、分譲マンション(地階を除く階数が3階以上であり、かつ、延べ面積1,000㎡以上のもの)においても同様に、単価の割増しを行っています。			
5.2	.4 災害時の活動を円滑にする道路の整備及び閉塞防止の推進				
56	無電柱化も重要な対策であるが、送電線が倒壊し電力が供給されないことも考えられ、都市的な蓄電システム構築が必要と考える。地城区分により緊急電力を賄えるような仕組みができないか検討して頂きたい。	都では、近年の風水害等の災害による広範囲かつ長期間の停電被害を踏まえ、電気事業者と相互協力に係る協定を締結し、災害に伴う停電の際は相互に連携しながら迅速に復旧作業等にあたることとしています。また、停電の際は、病院等の重要な施設に対して電源車を派遣するなどの対応を行い、迅速な復旧に向けた措置を講ずることとしています。			
5.2	.5 民間事業者による基盤整備事業、住宅整備事業等の実施の誘導				
57	「都市開発諸制度等の活用により、木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和する」とあるが、国際競争力強化に資する災害に強い首都東京を実現するためには、木造住宅密集地域だけでなく、都心部等における老朽建築物が密集する地域等においても、再々開発等により環境改善を誘導する措置を設け、より一層災害対策の推進していくべきである。	都では、都市づくりのグランドデザインにおいて災害対策はもとより、国際競争力強化に資する開発を誘導するため、都心部等において、都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用することとしています。また、街区再編まちづくり制度の活用により、老朽化したビルの共同化等を促進することとしており、こうした制度を活用し、都市再生を促進してまいります。			
58	「5.2.5 民間事業者による基盤整備事業、住宅整備事業等の実施の誘導」について、「③民有地の活用による公共施設.緑園化等の環境整備」「○民間の長期不利用建物を公共団体が公示価格等による買収により、高台化のもと不燃化・耐震化の避難スペースとなる公共施設、緑園化を図る」を追記願う。	地震対策としては、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するため、区部の屋外の避難場所を指定しています。今後も、高台化を含め、避難場所の確保の取組を進めていきます。			

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方			
5.2					
	避難所を敷地内全面禁煙とし、様々な媒体を通じて国民に周知し、 「避難所にタバコを吸える場所はない」ということを共通認識とするべきである。	受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、国及び都では健康増進法や東京都受動喫煙防止条例を制定し、2人以上の方が利用する施設は原則屋内禁煙で、施設の区分によって喫煙場所の設置に関する規定を設けています。避難所については、避難所として活用される施設の区分の規定に従うことになります。災害時に避難所として活用される学校や社会福祉施設などについては、原則屋内禁煙です。喫煙する場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。学校等については、屋内は完全禁煙で喫煙室を設けることはできませんし、条例により、屋外にも喫煙場所を作らないよう努めることとしています。こうした法律や条例について、引き続き、都民や施設管理者等に対し、広く周知していきます。			
60	「5.2.7 総合的な地域防災力の向上」について、「③避難認知の発信」「〇公共団体設置による防災無線やメディア機関等によって多面的予報、危機認識を確認させることが必要である。特に、都市構造の変化から防災無線等の配置、機器精度について再検討する。」、「〇避難は生活行動で最優先の生命守措置である。老若男女を始め公民関係機関への危機意識の徹底による衆知と機能強化を図る。」を追記願う。	追記は行いませんが、都では都民の防災力強化に向け、次の通り 取組を進めております。 都では、「東京防災」を始めとする各種防災普及啓発冊子で避難の 流れなどを周知するとともに、防災マップでいつでも避難所・避難場 所などを確認できるようにしています。また、災害時においては、避難 情報を東京都防災ホームページやSNS、アプリで迅速に情報発信を しています。防災無線の配置や機器性能に関する課題については、 業務を所管する区市町村において十分に認識した上で、検討及び 改善を行っており、都としても、必要に応じて支援を行っています。 引き続き、都民の防災力強化に向けた取組を推進してまいります。			

	頂いたご意見(要約)	頂いたご意見に対する考え方				
6	6 おわりに					
61	に見直す必要がある。」を追記願う。	連絡会議は、地球温暖化対策ではなく、大規模洪水等による壊滅的な被害の発生を回避するために防災まちづくりについて検討することを目的としています。 頂いたご意見を参考に中間まとめ29ページの「6 おわりに」を修文します。				